

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」を一部改定し、令和5年（2023年）6月20日より適用する。

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和4年10月版一部改定	(旧) 令和4年10月版	備考
第1編 共通編 第1章 総則	第1編 共通編 第1章 総則	
<p>1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を添付した掛金収納書提出用台紙もしくは独立行政法人勤労者退職金共済機構が提供する電子申請サイトから出力した掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。</p> <p>また、工事完成時後、札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱に基づき、速やかに建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書_____を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。</p> <p>また、工事完成時後、_____速やかに建設業退職金共済証紙貼付実績書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</p>	札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱の改訂に伴う文言の修正